当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）（③＝①＋②）		
一定水準額（④）		
一定水準超過額（⑤＝③－④）		

㈱　必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第３表

導管投資額明細表（一般ガス事業者）

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位：千円）

項目	当期投資額	備考
高圧導管		
中圧導管		
計		

㈱　備考欄には、対象となる高圧導管及び中圧導管に係る区間のうち主要なものを記載すること。

特定導管投資額明細表（ガス導管事業者）

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位：千円）

項目	当期投資額	備考
特定導管		

㈱　備考欄には、対象となる特定導管に係る区間のうち主要なものを記載すること。

第４表

内部留保相当額管理表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位：千円）

項目	金額
前期末内部留保相当額（①）	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②）	
還元額（③）	
当期導管投資額（又は当期特定導管投資額）（④）	
経営効率化額（⑤）	
当期内部留保相当額（⑥＝①＋②－③－④－⑤）	

（ガス事業部門別収支計算規則の一部改正）

第十二条　ガス事業部門別収支計算規則（平成十六年経済産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「取付メーター数」を「ガスメーター取付数」に、「気化圧送」を「圧送・気化」に改める。

（ガス事業会計規則の一部改正）

第十三条　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「、供給管及び内管」を「及び供給管」に改める。

別表第二中「、供給管（整圧器を含む。）及び内管」を「（整圧器を含む。）及び供給管」に改める。

様式第四備考第三号中「事項」を「項目」に改め、同備考第十九号中「株式会社と関連当事者との間に取引」の下に「（当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）」を加える。

様式第十二中

「

期末残高

」を

「

当期首残高	当期末残高

」に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中電気事業法施行規則附則第十七条の改正規定及び次条から附則第九条までの規定　公布の日

二　一般電気事業託送供給約款料金算定規則附則に次の一条を加える改正規定　平成二十四年七月一日

三　ガス事業法施行規則第四条の二第二項の改正規定　平成二十四年四月十五日

（電気事業法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に電気事業法第二十四条の三第一項の規定により届け出られている託送供給約款及び同条第二項ただし書に基づく承認を受けた料金その他の供給条件について、一般電気事業者は、この省令による改正後の電気事業法施行規則第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により届け出をしなければならない託送供給約款の変更のいずれかの日を実施日として定めるところにより、この省令の施行日から平成二十四年七月一日までのいずれか一日をお従前の例による。

2　電気事業者は、この省令による改正後の電気事業法第二十四条の三第一項の規定により届け出られた託送供給約款については、なお従前の例によることができる。